

幼稚園の利用料については無償化が2019年10月からスタートしています

利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償
（手続きは不要）

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、**通園送迎費、教材費、給食費は保護者の負担。**

※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと所得にかかわらず世帯の第3子以降の子ども（小3までの子どもからかぞえて第3子以降の子ども）については副食費（おかず・おやつ等）の費用は免除されます

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

※園の預かり保育が一定要件を満たさない場合、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。（月額1万1,300円が上限）

・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。保育の必要性については別紙「施設等利用給付認定の申請について」をご確認ください。

・預かり保育は利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

利用料（保育料）の無償化に関する手続きは不要ですが、「預かり保育」の無償化（認可外施設等の利用の無償化）の対象となるには、「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

（問合せ先）

阿久比町民生部子育て支援課

TEL：0569-48-1111（内線1123）